

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	人材政策室	1頁
	○ 三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則	人材政策室	2頁
	○ 三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則	生涯学習室	3頁
	○ 三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則	生涯学習室	3頁
	○ 斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則	文化財保護室	4頁
告 示	○ 三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示	教育総務室	4頁
	○ 口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の指定	予算経理室	4頁
	○ 三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱を廃止する告示	スポーツ振興室	5頁
公 告	○ 公立幼稚園の設置の認可	学校施設室	5頁
	○ 公立幼稚園の廃止の認可	学校施設室	5頁
	○ 公立幼稚園の名称変更届の受理	学校施設室	5頁
	○ 公立学校の廃止届の受理	学校施設室	5頁

規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。第六条中第十六号を第十七号とし、第十五号を削り、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の二号を加える。

八 教育委員会の情報業務の推進及び調整に関すること。

九 教育委員会の防災及び危機管理に関すること。

第十四条第一項中「教育事務所及び埋蔵文化財センターを置く。」を「三重県埋蔵文化財センター（以下「埋蔵文化財センター」という。）を多気郡明和町に置く。」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十五条（見出しを含む）中「グループ」を「課」に改める。

第十六条第一項を削り、第二項を第一項とし、同条第三項中「グループ」を「課」に改め、同項を第二項とする。

第十七条を次のように改める。

（本庁の職制及び職務の権限）

第十七条 本庁に、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

一 副教育長 事務局の事務の統括について教育長を補佐して、部下職員を指揮監督し、教育長に事故があるときは、その職務を代理する。

二 総括室長 上司の命を受けて、第五条に定める本庁の分掌事務のうち、一の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

三 室長 上司の命を受けて、室で処理する事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

四 推進監 上司の命を受けて、プロジェクトで処理する事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

五 副室長 室長又は推進監を補佐し、上司の命を受けて、グループの事務又はあらかじめ定められた事務を

掌理し、グループ内の職員又はあらかじめ定められた事務を担当する職員を指揮監督する。

2 副室長は、三重県公立学校教員をもって充てることができる。

第十八条を次のように改める。

(地域機関の職制及び職務の権限)

第十八条 埋蔵文化財センターに、次の職を置き、その職務は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 所長 上司の命を受けて、埋蔵文化財センターの事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。
- 二 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督する。

第十九条第一項の表を次のように改める。

職	職を置く課所等	職務の権限
理事	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、特定政策に関する事務を掌理する。
参事	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
総括地域調整・人事監	本庁に限る。	上司の命を受けて、市町教育委員会との調整及び市町立小中学校教職員の人事並びに特定の事務を処理する。
副参事	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、特定の事務を処理する。
専門監	本庁に限る。	上司の命を受けて、特定の専門事項に関する事務を処理する。
地域調整・人事監	本庁に限る。	上司の命を受けて、市町教育委員会との調整及び市町立小中学校教職員の人事に関する事務を処理する。
情報・危機管理特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、情報業務及び防災・危機管理に関する事務を処理する。
人材特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、人材政策に係る調整に関する事務を処理する。
特別支援教育特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、特別支援教育に関する事務を処理する。
学校安全・安心特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、学校の安全・安心に関する事務を処理する。
人権教育特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、人権教育の推進に関する事務を処理する。
新体操ワールドカップ特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、新体操ワールドカップフアィナルに関する事務を処理する。
世界遺産特命監	本庁に限る。	上司の命を受けて、世界遺産の保存管理に関する事務を処理する。
企画員	本庁に限る。	上司の命を受けて、事務局の企画に関する事務を処理する。
主幹	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、本庁又は地域機関の特定の事務を処理する。
主査	本庁又は地域機関	上司の命を受けて、本庁又は地域機関の特定事務又は一般事務を処理する。
指導主事	本庁に限る。	上司の命を受けて、法第十九条第三項に規定する職務及び特定の事務を処理する。
研修主事	本庁に限る。	上司の命を受けて、教育に係る調査研究、研修及び指導相談に関する事務を処理する。
人権教育主事	本庁に限る。	上司の命を受けて、人権教育の指導に関する事務を処理する。
人権・同和教育専門員	本庁に限る。	上司の命を受けて、人権教育及び同和教育の専門的業務を処理する。
局付	事務局	上司の命を受けて、事務局の特定の事務を処理する。

第二十条各号を次のように改める。

- 一 主事 上司の命を受けて、担当事務を処理する。
- 二 技師 上司の命を受けて、担当技術を処理する。
- 三 学芸員 上司の命を受けて、担当事務を処理する。
- 四 主任技術員及び技術員 上司の命を受けて、担当業務を処理する。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十一号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する規則

三重県教育委員会教育長事務専決規程（昭和三十二年三重県教育委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

機 関	職
事務局	理事 参事 副教育長 総括室長 室長 推進監 総括地域調整・人事監 副参事 専門監 地域調整・人事監 情報・危機管理特命監 人材特命監 特別支援教育特命監 学校安全・安心特命監 人権教育特命監 新体操フ ードカップ特命監 世界遺産特命監
埋蔵文化財センター	所長
博物館	館長
斎宮歴史博物館	館長
美術館	館長 参事 副参事
図書館	館長 専門監
熊野少年自然の家	所長
高等学校	校長 教頭
盲学校	校長 教頭
ろう学校	校長 教頭
養護学校	校長 教頭
市町村立学校職員給与負担法 （昭和二十三年法律第百三十五 号）第一条に規定する学校	校長 教頭

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十二号

三重県立図書館の管理等に関する規則の一部を改正する規則

三重県立図書館の管理運営に関する規則（平成六年三重県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「グループ」を「課」に改める。

第三条第一項第二号を次のように改める。

一 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督する。

第三条第三項を削る。

第五条中（「日曜日、土曜日及び休日は午後五時」）を削る。

第二号様式中

課長	次長	課長	課長
----	----	----	----

 を削る。

第三号様式中（「土、日、祝日は9:00～17:00」）を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県教育委員会規則第十三号

三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「グループ」を「課」に改める。

第三条第一項第二号を次のように改める。

一 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督する。

第三条第三項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月二十七日

三重県教育委員会委員長 井村正勝

三重県教育委員会規則第十四号

斎宮歴史博物館条例施行規則の一部を改正する規則

斎宮歴史博物館条例施行規則（平成元年三重県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「グループ」を「課」に改める。

第三条第一項第二号を次のように改める。

一 課長 上司の命を受けて、課の事務を掌理し、課内の職員を指揮監督する。

第三条第三項を削る。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第14号

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成18年3月27日

三重県教育委員会教育長 安田敏春

三重県教育委員会表彰規則取扱規程の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱規程（昭和25年三重県教育委員会告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「写二通を添え所管の教育事務所へ提出するものとし、提出を受けた教育事務所長はこれに推薦書（第1号様式）」を「写一通」に改める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

三重県教育委員会告示第15号

三重県個人情報保護条例（平成14年三重県条例第1号）第27条第1項の規定により、本人が口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定めます。

平成18年3月27日

三重県教育委員会教育長 安田敏春

試験等の名称	開示をする内容	期 間	場 所
県立高等学校入学者選抜	推薦入学、特別選抜、特色化選抜及び自己選択選抜については、 1 調査書の「各教科の学習の記録」欄の各教科別の「第3学年」の評定 2 面接、「自己表現」、作文、小論文、学力検査、実技検査の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格内定通知日から起算して1週間	受験した高等学校
	第一次学力検査については、 1 学力検査の各教科別の得点及び実技検査の得点 2 調査書の「各教科の学習の記録」欄の教科別の「第3学年」の評定 3 面接、「自己表現」、作文の各学校ごとの基準に基づく総合的評価	合格発表日の翌日から起算して1週間	受験した高等学校
公立学校教員採用選考試験	第1次選考不合格者の5段階に区分した総合評価及び個別評価第2次選考不合格者の5段階に区分した総合評価及び個別評価	1次、2次選考各合格発表の日から1年間	三重県栄町庁舎情報公開・個人情報総合窓口

附 則

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行し、平成17年4月1日以降に実施された試験等から適用する。
- 2 口頭により開示請求をすることができる個人情報の指定(平成14年三重県教育委員会告示第32号)は、廃止する。

三重県教育委員会告示第16号

三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱を廃止する告示をここに公布します。

平成18年3月27日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱を廃止する告示

三重県営松阪野球場及び三重県営ライフル射撃場使用料減免要綱(平成17年教育委員会告示第15号)を廃止する。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園の設置を次のとおり認可しました。

平成18年3月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	設置しようとする日	設 置 の 理 由
津市立白山幼稚園	平成18年4月1日	5園(家城幼稚園・川口幼稚園・大三幼稚園・倭幼稚園・八ツ山幼稚園)を廃止し、統合するため。

公立幼稚園の廃止を次のとおり認可しました。

平成18年3月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
津市立雲林院幼稚園	平成18年3月31日	平成18年4月1日に当該幼稚園と安西幼稚園が統合し、安西・雲林院幼稚園となるため。
津市立家城幼稚園	平成18年3月31日	
津市立川口幼稚園	平成18年3月31日	
津市立大三幼稚園	平成18年3月31日	
津市立倭幼稚園	平成18年3月31日	
津市立八ツ山幼稚園	平成18年3月31日	

公立幼稚園の名称変更届を次のとおり受理しました。

平成18年3月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

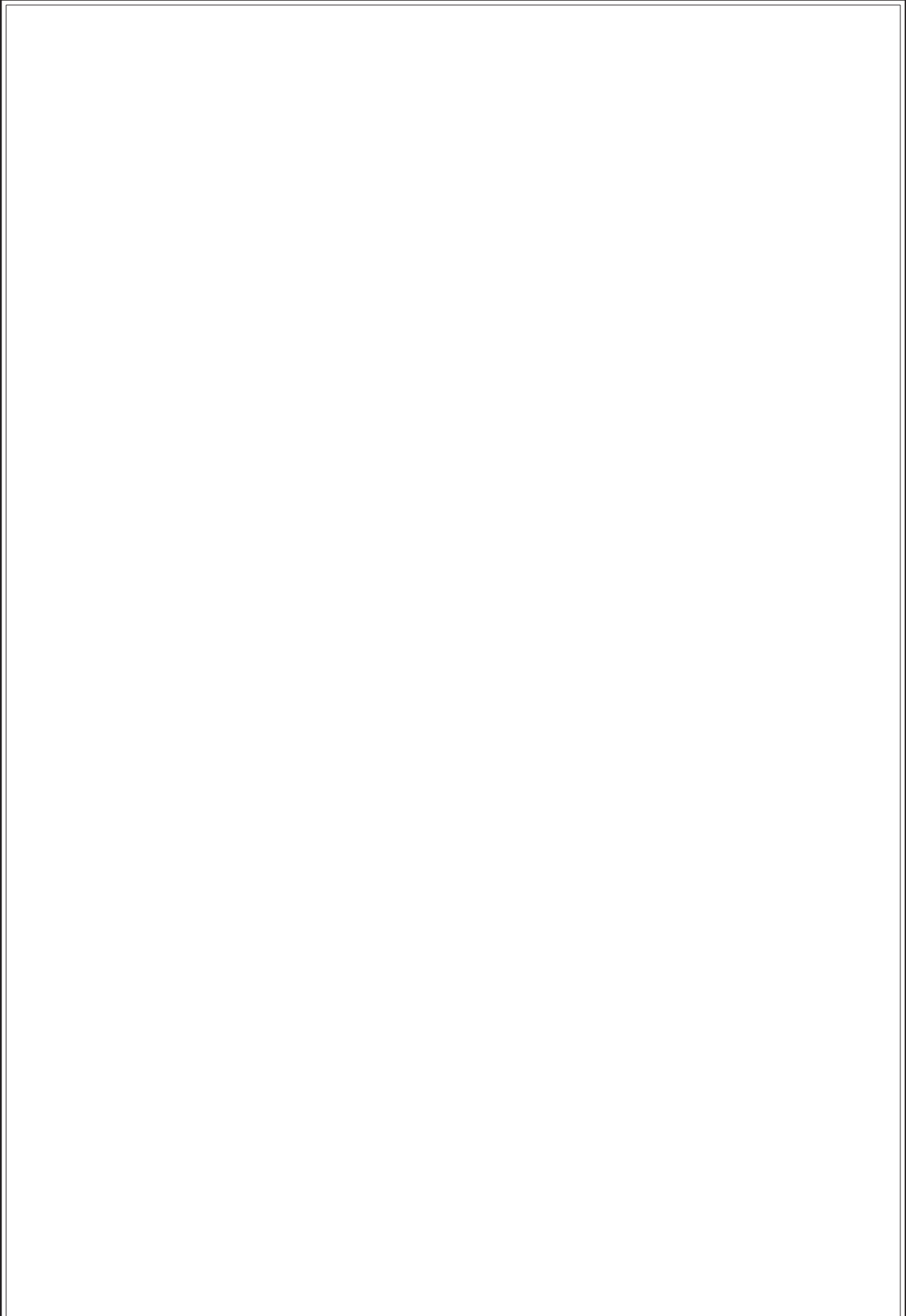
名 称	変更しようとする日	変 更 の 理 由
変更前 津市立安西幼稚園	平成18年4月1日	雲林院幼稚園と安西幼稚園が統合し、安西・雲林院幼稚園となるため。
変更後 津市立安西・雲林院幼稚園		

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成18年3月27日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
志摩市立和具小学校間崎分校	平成18年3月31日	分校在籍児童数が減少したため。



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社